

よくあるご質問（FAQ）

（破産会社）

株式会社ゴルフスタジアム（以下、GS社）

平成29年7月31日

【破産手続について】	2
Q 破産手続とは何ですか？	2
Q 破産手続は今後どのように進行しますか？	2
Q 破産債権の届出をしないとどうなりますか？	2
Q 破産債権の届出はどのようにすればよいですか？	2
Q 債権者集会には出席する必要がありますか？	2
Q 配当の見込みはありますか？	2
【GS社が運営していたロッテ葛西ゴルフスクールについて】	3
Q GS社が運営していたロッテ葛西ゴルフスクールの営業はどうなりましたか？ .3	
Q レッスン料を前払いで支払っているのですが、返還を受けることはできますか？	3
Q 8月分以降の会費を前払いしているのですが、返還を受けることはできますか？	3
Q 破産債権の届出をしたいのですが、どうすればよいですか？	3
Q 破産債権届出書の記載方法がわかりません。	3
Q レッスン提供請求権、前払い月会費以外の債権を届け出ることはいくつか？	3
【GS社にホームページ作成・維持管理を委託するとともに、GS社から広告料を受け取っていただいた皆様について】	4
Q GS社から支払が滞っている、広告料の支払はどうなりますか？	4
Q 広告料の支払がなされない以上、信販会社（あるいはリース会社）への支払も停止してよいでしょうか？	4
Q 破産債権の届出をしたいのですが、どうすればよいですか？	4
Q 破産債権届出書の記載方法がわかりません。	4
Q 広告契約を紛失した、あるいは、手元にはあるが、具体的な数字がわかりません。	4
Q GS社に作成・管理を委託したホームページの運営業務はどうなりますか？	4

【破産手続について】

Q 破産手続とは何ですか？

A 裁判所から選任される破産管財人が、公正中立の立場において、破産者の財産を管理し、換価することによって債権者に配当を行う手続です。

Q 破産手続は今後どのように進行しますか？

A 破産手続開始決定で次のように定められました。

- ・債権届出期間 平成 29 年 8 月 25 日まで
- ・第 1 回債権者集会 平成 29 年 11 月 29 日午後 1 時 30 分

破産管財人は、破産会社の財産の換価回収を進めていきます。

Q 破産債権の届出をしないとどうなりますか？

A 破産債権を届け出ない限り、破産手続において権利を行使できず、将来、配当がなされることとなっても、配当を受けられません。

Q 破産債権の届出はどのようにすればよいですか？

A 破産者と広告取引に関する契約を締結していた皆様、ロッテ葛西ゴルフスクールの会員で未実施（未消化）のレッスンがある皆様等に関しましては、順次、東京地方裁判所から関係書類が送付されますので、今暫くお待ちください。

Q 債権者集会には出席する必要がありますか？

A 債権者集会では、破産手続開始後の破産管財人の調査結果に基づき、破産会社の財産状況等の報告が行われます。出席しなくても不利に扱われることはありません。
債権者集会で報告した内容の概要は、本ホームページ上で開示する予定です。

Q 配当の見込みはありますか？

A 本件は、債権者より破産手続開始の申立てがされたことにより、現時点では、資産及び負債の状況を把握できておりません。そのため、現時点では、配当の見込みは不明です。
資産の回収状況および配当見込みについては、債権者集会でお知らせする予定です（本ホームページ上でも開示します。）

【GS 社が運営していたロッテ葛西ゴルフスクールについて】

Q GS 社が運営していたロッテ葛西ゴルフスクールの営業はどうになりましたか？

A GS 社は、ロッテ葛西ゴルフを運営するロッテ不動産株式会社より、業務委託契約に基づきスクール運営業務を受託しておりました。当職において、従前どおり、ゴルフスクールの運営業務を継続できるよう交渉を重ねてきましたが、今般、誠に遺憾ながら、ロッテ不動産株式会社より、業務委託契約の解除がなされたことから、GS 社によるロッテ葛西ゴルフスクールの運営は終了することとなりました。

Q レッスン料を前払いで支払っているのですが、返還を受けることはできますか？

A 未消化のレッスン料部分の提供請求権は、破産債権として取り扱われることとなります。そのため、破産債権として届け出て頂いた上で、将来、配当がなされることとなった場合には、等しい配当率の下で配当金を受け取ることとなります。

Q 8 月分以降の会費を前払いしているのですが、返還を受けることはできますか？

A 未消化のレッスン提供請求権に含まれると考えられますので、破産債権として届出してください。

Q 破産債権の届出をしたいのですが、どうすればよいですか？

A 近日中に受講生の皆様のお手元に「破産手続開始決定通知書」「破産債権届出書」などの書類が東京地方裁判所から送付されますので、ご確認いただき、届出期間（平成29年8月25日まで）内に「破産債権届出書」をご提出ください。

Q 破産債権届出書の記載方法がわかりません。

A 皆様のお手元に届いた書類の中に同封された「破産債権届出書の記入方法等」をご参照ください。

Q レッスン提供請求権、前払い月会費以外の債権を届け出ることはいくつかはできないのですか？

A 「その他」にチェックを入れて頂き、「債権額」、「債権の内容及び原因」をご記入の上、証拠書類を添付してください。原則として、ロッテ葛西ゴルフスクールの受講生の皆様に関しては、レッスン提供請求権以外の債権はないものと認識しております。

【GS 社にホームページ作成・維持管理を委託するとともに、GS 社から広告料を受け取っておられた皆様について】

Q GS 社から支払が滞っている、広告料の支払はどうなりますか？

A GS 社は皆様との間で、皆様のホームページに広告を掲載し、毎月一定の広告料をお支払いする契約（以下、「広告契約」といいます。）を締結し、これに基づき、毎月広告料の支払をしております。広告契約に基づいて、皆様が GS 社に対して広告料の支払を請求する権利は、破産債権として取り扱われることとなります。そのため、破産債権として届け出て頂いた上で、将来、配当がなされることとなった場合には、等しい配当率の下で配当金を受け取ることとなります。

Q 広告料の支払がなされない以上、信販会社（あるいはリース会社）への支払も停止してよいでしょうか？

A 信販会社（あるいはリース会社）に対して個別にご相談ください。

Q 破産債権の届出をしたいのですが、どうすればよいですか？

A 近日中に皆様のお手元に「破産手続開始決定通知書」「破産債権届出書」などの書類が東京地方裁判所から送付されますので、ご確認いただき、届出期間（平成29年8月25日まで）内に「破産債権届出書」をご提出ください。

Q 破産債権届出書の記載方法がわかりません。

A 皆様のお手元に届いた書類の中に同封された「破産債権届出書の記入方法等」をご参照ください。

Q 広告契約を紛失した、あるいは、手元にはあるが、具体的な数字がわかりません。

A その場合には、具体的な金額を記載せず「額未定」のまま、届出をしてください。債権調査を行う場合には、当職において、金額を算出の上、当該金額について債権届出があったものとして扱わせて頂きます。

Q GS 社に作成・管理を委託したホームページの運営業務はどうなりますか？

A 現時点では、従前と同様、ホームページの管理・更新等の業務は引き続き行っております。GS 社の破産により、今後長期間にわたって GS 社がかかる業務を継続することは困難ですので、現在、当職において、これらのホームページの管理・更新等の業務を第三者に承継することができないかを検討しております。今後の方針が決まり次第、速やかに本ホームページで開示いたします。

以 上